

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

### 1 経過

後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することなどから、国はその使用の促進を図っているところである。

後期高齢者医療広域連合についても、他の医療保険者と同様に積極的な対応を求められているところであるが、本広域連合としては、道内市町村国保や他広域連合等の進捗状況を見極めながら、実施について慎重に検討してきたところである。

そうした中、先に実施した調査結果においては、道内市町村国保の半数近く、さらに他広域連合や健保組合等においても多くが使用促進に取り組んでおり、今後、こうした取り組みがさらに進んでいくと予測される。

こうした状況から、本広域連合としては、平成22年度から後発医薬品の使用促進策に取り組んでいきたい。

### 2 実施内容

「ジェネリック医薬品希望カード」等を各市町村の窓口などに備え付け、希望者に配布する。

### 3 道内市町村国保並びに他広域連合の実施状況

#### ◎ 平成21年度の後発医薬品の実施状況

##### ◇ 道内市町村国保（H21年7月調査：回答市町村170）

- ・実施している 77市町村（43.3%）
- ・実施していない 49市町村（28.8%）
- ・実施を検討中 44市町村（25.8%）

実施内容	実施市町村
希望カードの配付	53
広報・リーフレット等	46
軽減例の個別通知	12
その他	5

##### ◇ 他広域連合（H21年9月調査：回答広域連合47）

- ・実施している 32広域連合（68.1%）
- ・実施していない 6広域連合（12.8%）
- ・実施を検討中 9広域連合（19.1%）

実施内容	実施広域連合
希望カードの配付	18
広報・リーフレット等	25
軽減例の個別通知	0
その他	9